

第2編教育 奨学金返還免除候補者選考規程

宮城大学奨学金返還免除候補者選考規程

平成21年4月1日

規程第49号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学（以下「本学」という。）における独立行政法人日本学生支援機構に推薦する奨学金の返還免除候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請者)

第2条 奨学金の返還免除を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金の貸与を受けている本学の大学院学生であって、当該年度中に貸与期間が終了する者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

(選考基準)

第3条 前条に規定する業績については、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）第36条の規定に基づき、総合的に評価するものとする。

(候補者の選考等)

第4条 申請者は、所定の書類を所属する研究科の長に提出するものとする。
2 前項に規定する研究科の長は、前条に規定する選考基準により申請者のうちから候補者を選考するものとする。
3 第1項に規定する研究科の長は、前項の規定により選考した候補者に順位を付して、次条に規定する委員会に推薦するものとする。

(委員会の設置)

第5条 本学に、候補者の選考に関する事項を調査審議するため、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第8条第2項の規定に基づき、奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。
一 研究科長から推薦された候補者の選考に関する事項
二 評価の項目及び方法に関する事項
三 その他候補者の選考に関する事項

(組織)

第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
一 学長

第2編教育 奨学金返還免除候補者選考規程

- 二 副学長
- 三 各研究科長
- 四 事務局長
- 五 その他委員長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第8条 委員長は学長をもって、副委員長は学長が指名する副学長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委嘱)

第9条 第7条第5号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

(構成員以外の者の出席)

第10条 委員会は、必要があると認めたときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(候補者の決定)

第11条 学長は、委員会の議に基づき、候補者を決定する。

(事務)

第12条 候補者の選考に関する事務は、事務局学務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、候補者の選考に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。